

Q-29 試用期間を職種ごとに定めても問題ないか

A-29 職種ごとに試用期間を定めることも可能である。

回答者 渡邊 岳 わたなべ がく 弁護士（安西法律事務所）
小栗道乃 おぐり みちの 弁護士（安西法律事務所）

出 典 労政時報 第3723号（08.4.11）付録

※下記の内容は、2016年10月1日現在施行されている法律に基づいています。

1. 職種ごとに試用期間を定めることの可否

試用期間は、別の設問で説明したとおり、新たに採用した者について、社員としての適格性を判断するために設けられる期間である。

そして、適格性の中には、当然、従事することとなる職種における業務遂行能力も含まれる。職種により、適格性の判定が容易なものと同難なものがあると考えられる。

したがって、職種ごとに異なる試用期間を定めることも可能である。

2. 職種ごとに試用期間を定めることの留意点

もっとも、例えばある職種には外国人のみが従事しており、その職種に外国人のみが採用されるよう設定されているような場合、実質的には国籍を理由とする差別（雇用機会均等法第16条第1項第2号反）と指摘されないよう、職種ごとに異なる試用期間を設けることは留意する必要があるであろう。

詳細は会員コーナーで閲覧してください。